

事務連絡
令和4年8月3日

(重要) 本事務連絡は、厚生労働省の事務連絡「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」に関し、改めて周知をお願いするものです。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和4年7月22日）の再周知について

去る8月1日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に関する配慮について」において、従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に検査の結果を証明する書類を求めないこと等について周知しましたが、検査の取扱い等について疑義が寄せられました。

この扱いについては、7月22日付けの厚生労働省の事務連絡「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」において、濃厚接触者の特定・行動制限はハイリスク施設に集中化することとし、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないことなどが示されています。このため、事業等の実施に当たり事前に検査を行う必要はないことなどを改めて周知します。

下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考資料)

- ・令和4年7月22日付厚生労働省事務連絡「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968058.pdf>

本件連絡先 文化庁政策課
電話：03-6734-2809 (直通)
メール：s-kikaku@mext.go.jp